

(議案その二)

令和三年六月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和3年6月8日

島根県知事 丸 山 達 也

第82号議案	行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	1
第83号議案	特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	3
第84号議案	島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6
第85号議案	島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	8
第86号議案	島根県手数料条例等の一部を改正する条例	19
第87号議案	島根県花振興センター条例の一部を改正する条例	43
第88号議案	島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	46
第89号議案	島根県営住宅条例の一部を改正する条例	47

第82号議案

行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(条例等の公布に関する条例の一部改正)

第 1 条 条例等の公布に関する条例 (昭和25年島根県条例第36号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(規則の公布)

第 3 条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、規則にこれを準用する。

第 4 条第 1 項中「を公布又は公表」を「を公表」に、「公布又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入して知事印をおさなければ」を「年月日及び知事名を記入しなければ」に改め、同条第 2 項中「規定に」を「規程に」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条の」を「第 3 条の」に、「で公布又は公表」を「又は規程で公布」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第 1 項中「知事名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第 5 条第 2 項中「規程で公布又は」を「規則又は規程で」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第 1 項中「知事名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員のサービスの宣誓に関する条例 (昭和26年島根県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第2条中「、任命権者又は任命権者の定める公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

様式第1号中「様式第1号」の次に「(第2条関係)」を加え、「、かつ、」を「かつ」に改め、「印」を削る。

様式第2号中「様式第2号」の次に「(第2条関係)」を加え、「、かつ、」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

(島根県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 島根県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年島根県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、知事の面前において」を削り、「に署名」を「を知事に提出」に改める。

別記様式中「様式」を「別記様式(第2条関係)」に、「、かつ、」を「かつ」に改め、「印」を削る。

(島根県建築審査会条例の一部改正)

第4条 島根県建築審査会条例(昭和25年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「議長及び」を「、議長及び」に、「署名押印」を「記名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第83号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

第1条の2第1項中「第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号」を「第12条第3項の表の第3号又は第45条第2項の表の第3号」に改める。

第4条中「第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号」を「第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号」に改める。

第7条第1項中「過疎法第2条第2項の規定により過疎地域として公示された各市町村の区域（過疎法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区を除く。以下この条において「過疎地域」という。）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下この項において「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する過疎地域の区域（以下この条において「過疎地域」という。）のうち、過疎法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下この条において「産業振興促進区域」という。）」に、「製造の事業」を「製造業、情報サービス業等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第14項又は第28条の9第15項に規定する情報サービス業等をいう。）」に、「第30条」を「第23条」に、「製造の事業等」を「製造業等」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下この項において「過疎法省令」という。）」を「過疎法省令」

に、「租税特別措置法第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受ける設備」を「当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもの」に、「を超える」を「以上の」に、「新設し、又は増設」を「取得等（過疎法省令第1条第1号イに規定する取得等をいう。）」に改め、同項各号中「製造の事業等」を「製造業等」に改め、同条第2項中「過疎地域内」を「過疎地域のうち産業振興促進区域内」に改める。

第9条中「第24条」を「第25条」に、「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（附則第4項において「新条例」という。）第7条第1項の規定は、同項に規定する過疎地域のうち産業振興促進区域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造業等の用に供するため、令和3年4月1日以後に同項の規定に該当する設備を取得等した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第7条第1項に

規定する過疎地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合には、なお従前の例による。

3 旧条例第7条第2項の規定は、同項に規定する個人の令和2年以前の所得金額に対して課する事業税については、なおその効力を有する。

4 令和3年4月1日から過疎法第8条第1項に規定する市町村計画が定められた日の前日までの間に、附則第2項の規定により新条例第7条第1項の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第13条第1項第1号の規定の適用については、同号中「又は同条第2項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは、「若しくは同条第2項の規定により修正申告書を提出する日又は過疎法第8条第1項に規定する市町村計画が定められた日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

第84号議案

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第7条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第7条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8条に次の1項を加える。

4 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同

項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項（第25条、第31条及び第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

第85号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「第17章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第206条 第210条)」を
「第17章 離島その他の地域における基準
第18章 雑則(第211条)
該当障害福祉サービスに関する基準(第206条 第210条)
に改める。」

第210条第1項中「「特例介護給付費」」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」」に改める。

本則に次の1章を加える。

第18章 雑則

(電磁的記録等)

第211条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、

第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第76号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第11条 第61条）」を
「第3節
第3章 雑

運営に関する基準（第11条 第61条）
に改める。
則（第62条）

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第62条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成

24年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 多機能型に関する特例(第88条 第90条)」を
「第9章
第10章

多機能型に関する特例(第88条 第90条)
雑則(第91条) に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第78号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第79号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものの

うち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第80号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方

式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第81号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 多機能型事業所に関する特例(第81条 第83条)」を「第7章 多機能型事業所に関する特例(第81条 第83条)」に改める。

7章 多機能型事業所に関する特例(第81条 第83条)

8章 雑則(第84条)

第6条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7条第7項中「及び第4項第1号」を「、第4項第1号及び次項」に改める。

第67条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第81条第1項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「を指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中に、「同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」を「同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機

能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第84条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第55条の5、第55条の9、第65条、第72条、第72条の2、第72条の6、第72条の14及び第80条において準用する場合を含む。)、第18条(第55条の5、第55条の9、第65条、第72条、第72条の2、第72条の6、第72条の14及び第80条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 8 条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第82号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 運営に関する基準（第55条 第58条）」を「第 3 節
第 4 章 雑
運営に関する基準（第55条 第58条）
に改める。
則（第59条）」

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録等）

第59条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（第58条において準用する場合を含む。）、第15条第 1 項（第58条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 9 条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年島根県条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 14 章 児童家庭支援センター (第 111 条 第 113 条) 」を
「第 14 章
第 15 章

児童家庭支援センター (第 111 条 第 113 条)
に改める。
雑則 (第 114 条) 」

第 82 条第 4 項ただし書を次のように改める。

ただし、第 1 項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

本則に次の 1 章を加える。

第 15 章 雑則

(電磁的記録)

第 114 条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例)

第 10 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (令和 3 年島根県条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

附則第14項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等
デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第86号議案

島根県手数料条例等の一部を改正する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第1条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表27の項第3号中「法第11条第1項の規定に基づく覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」を「法第11条第1項(法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改める。

(島根県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 島根県手数料条例の一部を改正する条例(令和3年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち別表30の項の改正規定を次のように改める。

別表30の項を次のように改める。

30 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可を受けようとする者	29,000円
	(2) 法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新を受けようとする者	11,000円
	(3) 法第6条の2第1項又は第6条の3第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定を受けようと	11,000円

係手数料	する者	
	(4) 法第6条の2第4項又は第6条の3第5項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定の更新を受けようとする者	11,000円
	(5) 法第12条第1項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この号から第21号まで、第42号から第45号まで及び第50号から第53号までにおいて同じ。） ア 第一種医薬品（法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業に係るもの（ウに掲げるものを除く。） イ 第二種医薬品（第一種医薬品以外の医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業に係るもの（ウに掲げるものを除く。） ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第3条に規定する薬局製造販売医薬品（以下この項において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売業に係るもの エ 医薬部外品の製造販売業に係るもの	150,000円
		131,800円
		7,400円
		131,800円

	(オに掲げるものを除く。)	
	オ 政令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業に係るもの	59,000円
	カ 化粧品の製造販売業に係るもの	59,000円
(6)	法第12条第4項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者	
	ア 第一種医薬品の製造販売業に係るもの(ウに掲げるものを除く。)	138,200円
	イ 第二種医薬品の製造販売業に係るもの(ウに掲げるものを除く。)	115,200円
	ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るもの	4,000円
	エ 医薬部外品の製造販売業に係るもの(オに掲げるものを除く。)	115,200円
	オ 政令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業に係るもの	47,300円
	カ 化粧品の製造販売業に係るもの	47,300円
(7)	法第13条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けようとする者	
	ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「規則」という。)第	90,200円

	25条第1項第3号に掲げる区分（以下この項において「無菌医薬品の製造業」という。）に係るもの	
イ	規則第25条第1項第4号に掲げる区分（以下この項において「一般医薬品の製造業」という。）に係るもの	85,200円
ウ	規則第25条第1項第5号に掲げる区分（以下この項において「包装等医薬品の製造業」という。）に係るもの	47,800円
エ	薬局製造販売医薬品の製造業に係るもの	11,000円
オ	規則第25条第2項第1号に掲げる区分（以下この項において「無菌医薬部外品の製造業」という。）に係るもの	45,000円
カ	規則第25条第2項第2号に掲げる区分（以下この項において「一般医薬部外品の製造業」という。）に係るもの	40,100円
キ	規則第25条第2項第3号に掲げる区分（以下この項において「包装等医薬部外品の製造業」という。）に係るもの	33,700円
ク	規則第25条第3項第1号に掲げる区分（以下この項において「一般化粧品の製造業」という。）に係るもの	40,100円
ケ	規則第25条第3項第2号に掲げる区分（以下この項において「包装等化粧品の製造業」という。）に係るもの	33,700円

(8) 法第13条第4項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新を受けようとする者	
ア 無菌医薬品の製造業に係るもの	50,900円
イ 一般医薬品の製造業に係るもの	48,200円
ウ 包装等医薬品の製造業に係るもの	24,300円
エ 薬局製造販売医薬品の製造業に係るもの	5,600円
オ 無菌医薬部外品の製造業に係るもの	26,300円
カ 一般医薬部外品の製造業に係るもの	25,400円
キ 包装等医薬部外品の製造業に係るもの	24,300円
ク 一般化粧品の製造業に係るもの	25,400円
ケ 包装等化粧品の製造業に係るもの	24,300円
(9) 法第13条第8項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の許可の区分の変更又は追加の許可を受けようとする者	
ア 無菌医薬品の製造業に係るもの	81,200円
イ 一般医薬品の製造業に係るもの	77,200円
ウ 包装等医薬品の製造業に係るもの	41,500円
エ 無菌医薬部外品の製造業に係るもの	39,400円
オ 一般医薬部外品の製造業に係るもの	35,900円
カ 包装等医薬部外品の製造業に係るもの	30,900円
キ 一般化粧品の製造業に係るもの	35,900円
ク 包装等化粧品の製造業に係るもの	30,900円

(10) 法第13条の2の2第1項の規定に基づ く保管（以下この項において「保管」と いう。）のみを行う製造所に係る登録を 受けようとする者	
ア 医薬品に係るもの	37,000円
イ 医薬部外品に係るもの	31,000円
ウ 化粧品に係るもの	31,000円
(11) 法第13条の2の2第4項の規定に基づ く保管のみを行う製造所に係る登録の更 新を受けようとする者	
ア 医薬品に係るもの	23,000円
イ 医薬部外品に係るもの	22,000円
ウ 化粧品に係るもの	22,000円
(12) 法第14条第1項の規定に基づく製造販 売の承認を受けようとする者	
ア 医療用医薬品に係るもの	213,000円
イ 日本薬局方医薬品に係るもの	53,100円
ウ 薬局製造販売医薬品に係るもの	90円
エ アからウまでに掲げる医薬品以外の 医薬品に係るもの	86,700円
オ 医薬部外品に係るもの	53,200円
(13) 法第14条第7項の規定に基づく製造販 売の承認の申請をするときに医薬品等適 合性調査（医薬品又は医薬部外品の試験 検査を製造所以外の施設において行う場 合の当該製造所以外の施設（以下この項 において「外部試験検査機関」とい	

	う。)に係る調査を除く。)を受けようとする者	
	ア 無菌医薬品 (規則第25条第1項第3号に規定する無菌医薬品をいう。以下この項において同じ。)に係るもの	71,000円
	イ 一般医薬品 (規則第25条第1項第4号に掲げる製造業の区分に係る医薬品をいう。以下この項において同じ。)に係るもの	53,000円
	ウ 包装等医薬品 (規則第25条第1項第5号に掲げる製造業の区分に係る医薬品をいう。以下この項において同じ。)に係るもの	24,000円
	エ 医薬品の保管のみを行う製造所に係るもの	24,000円
	オ 無菌医薬部外品 (規則第25条第2項第1号に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この項において同じ。)に係るもの	71,000円
	カ 一般医薬部外品 (規則第25条第2項第2号に掲げる製造業の区分に係る医薬品をいう。以下この項において同じ。)に係るもの	53,000円
	キ 包装等医薬部外品 (規則第25条第2項第3号に掲げる製造業の区分に係る医薬品をいう。以下この項において同じ。)に係るもの	24,000円

	<p>ク 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係るもの</p> <p>(14) 法第14条第7項の規定に基づく製造販売の承認の申請をするときに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）を受けようとする者</p> <p>(15) 法第14条第7項の規定に基づく製造販売の承認の取得後5年を経過するごとに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）を受けようとする者</p> <p>ア 無菌医薬品に係るもの</p> <p>イ 一般医薬品に係るもの</p> <p>ウ 包装等医薬品に係るもの</p>	<p>24,000円</p> <p>24,000円</p> <p>128,000円に無菌医薬品1品目につき3,000円として計算した額を加算した額</p> <p>105,000円に一般医薬品1品目につき1,500円として計算した額を加算した額</p> <p>56,000円に包装等医薬品1品目につき500円として</p>
--	--	--

		計算した額を 加算した額
エ	医薬品の保管のみを行う製造所に係 るもの	56,000円に保 管する医薬品 1品目につき 500円として 計算した額を 加算した額
オ	無菌医薬部外品に係るもの	128,000円に 無菌医薬部外 品1品目につ き3,000円と して計算した 額を加算した 額
カ	一般医薬部外品に係るもの	105,000円に 一般医薬部外 品1品目につ き1,500円と して計算した 額を加算した 額
キ	包装等医薬部外品に係るもの	56,000円に包 装等医薬部外 品1品目につ き500円とし て計算した額

	<p>ク 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係るもの</p>	<p>を加算した額 56,000円に保管する医薬部外品1品目につき500円として計算した額を加算した額</p>
	<p>(16) 法第14条第7項の規定に基づく製造販売の承認の取得後5年を経過するごとに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）を受けようとする者</p>	<p>56,000円に医薬品又は医薬部外品1品目につき500円として計算した額を加算した額</p>
	<p>(17) 法第14条第9項の規定に基づく厚生労働大臣が必要と認めるときの医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）を受けようとする者</p>	
	<p>ア 無菌医薬品に係るもの</p>	<p>128,000円に無菌医薬品1品目につき3,000円として計算した額を加算した額</p>
	<p>イ 一般医薬品に係るもの</p>	<p>105,000円に一般医薬品1</p>

		品目につき 1,500円として 計算した額 を加算した額
ウ	包装等医薬品に係るもの	56,000円に包 装等医薬品1 品目につき 500円として 計算した額を 加算した額
エ	医薬品の保管のみを行う製造所に係 るもの	56,000円に保 管する医薬品 1品目につき 500円として 計算した額を 加算した額
オ	無菌医薬部外品に係るもの	128,000円に 無菌医薬部外 品1品目につ き3,000円と して計算した 額を加算した 額
カ	一般医薬部外品に係るもの	105,000円に 一般医薬部外 品1品目につ き1,500円と

		して計算した額を加算した額
	キ 包装等医薬部外品に係るもの	56,000円に包装等医薬部外品1品目につき500円として計算した額を加算した額
	ク 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係るもの	56,000円に保管する医薬部外品1品目につき500円として計算した額を加算した額
(18)	法第14条第15項の規定に基づく製造販売の承認事項の一部変更の承認を受けようとする者	
	ア 医療用医薬品に係るもの	108,000円
	イ 日本薬局方医薬品に係るもの	22,300円
	ウ 薬局製造販売医薬品に係るもの	90円
	エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品に係るもの	34,900円
	オ 医薬部外品に係るもの	23,000円
(19)	法第14条の2第2項の規定に基づく医薬品等の製造工程の区分ごとの医薬品等	

	<p>適合性調査を受けようとする者</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下この項において「区分省令」という。）第2条第3号に掲げる区分に係るもの</p> <p>イ 区分省令第2条第4号に掲げる区分に係るもの</p> <p>ウ 区分省令第2条第5号に掲げる区分に係るもの</p>	<p>128,000 円 に 1 品目につき 3,000 円 及び その品目を取 り扱う 1 製造 販売業者につ き 10,000 円 と して計算した 額を加算した 額</p> <p>105,000 円 に 1 品目につき 1,500 円 及び その品目を取 り扱う 1 製造 販売業者につ き 8,000 円 と して計算した 額を加算した 額</p> <p>56,000 円 に 1 品目につき 500 円 及びそ の品目を取り 扱う 1 製造販 売業者につき</p>
--	---	---

		5,000円として計算した額を加算した額
	エ 区分省令第2条第6号に掲げる区分に係るもの	56,000円につき品目につき500円及びその品目を取り扱う1製造販売業者につき5,000円として計算した額を加算した額
	(20) 法第14条の7の2第3項の規定に基づく製造販売の承認事項の変更計画の確認を受けるときに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）を受けようとする者	
	ア 無菌医薬品に係るもの	71,000円
	イ 一般医薬品に係るもの	53,000円
	ウ 包装等医薬品に係るもの	24,000円
	エ 医薬品の保管のみを行う製造所に係るもの	24,000円
	オ 無菌医薬部外品に係るもの	71,000円
	カ 一般医薬部外品に係るもの	53,000円
	キ 包装等医薬部外品に係るもの	24,000円
	ク 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係るもの	24,000円

	<p>(21) 法第14条の7の2第3項の規定に基づく製造販売の承認事項の変更計画の確認を受けるときに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）を受けようとする者</p> <p>(22) 法第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けようとする者</p> <p>ア 第一種医療機器（法第2条第5項に規定する高度管理医療機器をいう。次号において同じ。）の製造販売業に係るもの</p> <p>イ 第二種医療機器（法第2条第6項に規定する管理医療機器をいう。次号において同じ。）の製造販売業に係るもの</p> <p>ウ 第三種医療機器（法第2条第7項に規定する一般医療機器をいう。次号において同じ。）の製造販売業に係るもの</p> <p>エ 体外診断用医薬品の製造販売業に係るもの</p> <p>(23) 法第23条の2第4項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者</p> <p>ア 第一種医療機器の製造販売業に係るもの</p>	<p>24,000円</p> <p>150,000円</p> <p>131,800円</p> <p>95,200円</p> <p>131,700円</p> <p>138,200円</p>
--	---	---

	<p>イ 第二種医療機器の製造販売業に係るもの</p> <p>ウ 第三種医療機器の製造販売業に係るもの</p> <p>エ 体外診断用医薬品の製造販売業に係るもの</p> <p>(24) 法第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者</p> <p>(25) 法第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新を受けようとする者</p> <p>(26) 法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者</p> <p>(27) 法第23条の20第4項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者</p> <p>(28) 法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可を受けようとする者</p> <p>(29) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新を受けようとする者</p> <p>(30) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付を受けようとする者</p>	<p>115,200円</p> <p>70,100円</p> <p>115,100円</p> <p>36,000円</p> <p>26,000円</p> <p>149,900円</p> <p>138,100円</p> <p>29,000円</p> <p>11,000円</p> <p>7,100円</p>	
--	---	--	--

<p>(31) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付を受けようとする者</p>	2,000円
<p>(32) 法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付を受けようとする者</p>	2,900円
<p>(33) 法第36条の8第1項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく試験を受けようとする者</p>	14,000円
<p>(34) 法第36条の8第2項（法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく登録を受けようとする者</p>	7,100円
<p>(35) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けようとする者</p>	29,000円
<p>(36) 法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新を受けようとする者</p>	11,000円
<p>(37) 法第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可を受けようとする者</p>	71,200円
<p>(38) 法第40条の2第4項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新を受けよう</p>	48,900円

	とする者	
(39)	法第40条の2第7項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可を受けようとする者	17,700円
(40)	法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者	29,000円
(41)	法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新を受けようとする者	11,000円
(42)	法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品を製造しようとするときに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）を受けようとする者	
	ア 無菌医薬品に係るもの	71,000円
	イ 一般医薬品に係るもの	53,000円
	ウ 包装等医薬品に係るもの	24,000円
	エ 医薬品の保管のみを行う製造所に係るもの	24,000円
	オ 無菌医薬部外品に係るもの	71,000円
	カ 一般医薬部外品に係るもの	53,000円
	キ 包装等医薬部外品に係るもの	24,000円
	ク 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係るもの	24,000円
(43)	法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品を製造しようとする者	24,000円

	<p>するとき医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）を受けようとする者</p> <p>(44) 法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造の開始後5年を経過するごとに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）を受けようとする者</p> <p>ア 無菌医薬品に係るもの</p> <p>イ 一般医薬品に係るもの</p> <p>ウ 包装等医薬品に係るもの</p> <p>エ 医薬品の保管のみを行う製造所に係</p>	<p>128,000 円 に 無菌医薬品 1 品目につき 3,000 円 とし て計算した額 を加算した額</p> <p>105,000 円 に 一般医薬品 1 品目につき 1,500 円 とし て計算した額 を加算した額</p> <p>56,000 円 に包 装等医薬品 1 品目につき 500 円 とし て計算した額を 加算した額</p> <p>56,000 円 に保</p>
--	---	--

	るもの	管する医薬品 1品目につき 500円として 計算した額を 加算した額
	オ 無菌医薬部外品に係るもの	128,000円に 無菌医薬部外 品1品目につ き3,000円と して計算した 額を加算した 額
	カ 一般医薬部外品に係るもの	105,000円に 一般医薬部外 品1品目につ き1,500円と して計算した 額を加算した 額
	キ 包装等医薬部外品に係るもの	56,000円に包 装等医薬部外 品1品目につ き500円とし て計算した額 を加算した額
	ク 医薬部外品の保管のみを行う製造所 に係るもの	56,000円に保 管する医薬部

		外品 1 品目につき 500 円として計算した額を加算した額
(45)	法第 80 条第 1 項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造の開始後 5 年を経過するごとに医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）を受けようとする者	56,000 円に医薬品又は医薬部外品 1 品目につき 500 円として計算した額を加算した額
(46)	政令第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000 円
(47)	政令第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付を受けようとする者	2,900 円
(48)	政令第 2 条の 8 第 1 項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付を受けようとする者	2,000 円
(49)	政令第 2 条の 9 第 1 項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付を受けようとする者	2,900 円
(50)	政令第 5 条第 1 項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業	2,000 円

	の許可証の書換え交付を受けようとする者	
(51)	政令第6条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円
(52)	政令第12条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(53)	政令第13条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円
(54)	政令第16条の4第1項の規定に基づく登録医薬品等製造業者の登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(55)	政令第16条の5第1項の規定に基づく登録医薬品等製造業者の登録証の再交付を受けようとする者	2,900円
(56)	政令第26条の4第1項の規定に基づく基準確認証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(57)	政令第26条の5第1項の規定に基づく基準確認証の再交付を受けようとする者	2,900円
(58)	政令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(59)	政令第37条の3第1項の規定に基づく	2,900円

	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	
(60)	政令第37条の9第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(61)	政令第37条の10第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円
(62)	政令第43条の4第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(63)	政令第43条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円
(64)	政令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(65)	政令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器	2,900円

	等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付を受けようとする者	
(66)	規則第159条の11第1項又は動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第115条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(67)	規則第159条の12第1項又は動物用医薬品等取締規則第115条の13第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付を受けようとする者	2,900円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条第7項の規定により、令和3年8月1日前に改正法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項又は第6条の3第1項の認定を受けようとする者は、同日前においても、第2条の規定による改正後の島根県手数料条例別表第30の項第3号の規定の例により手数料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第87号議案

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例

島根県花振興センター条例（平成15年島根県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公園等の施設のうち別表第1に掲げるもの（以下「有料施設」という。）

の利用の許可に関する業務

第11条（見出しを含む。）及び第12条（見出しを含む。）中「公園」を「公園等」に改める。

第13条を次のように改める。

（利用の許可）

第13条 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、有料施設の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(4) 公園等の施設又は設備を損壊するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公園等の管理に支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、公園等の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に

条件を付することができる。

第20条を第22条とし、第17条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第16条中「公園」を「公園等」に改め、同条を第18条とする。

第15条（見出しを含む。）中「観覧料」を「利用料金等」に改め、同条を第17条とする。

第14条（見出しを含む。）中「観覧料」を「利用料金等」に改め、同条を第16条とする。

第13条の次に次の2条を加える。

（許可の取消し等）

第14条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者（次条第1項において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は天災地変その他公園等の管理上特に必要があるときは、その許可を取り消し、同条第3項の規定により許可に付した条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（利用料金等）

第15条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 公園等の展示物を観覧しようとする者（未就学児を除く。）は、観覧料を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金及び観覧料（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

4 利用料金等は、別表第1及び別表第2に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

別表中「第13条関係」を「第15条関係」に、「観覧料）」を「観覧料をいう。）」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第5条、第15条関係）

区 分	利用料金の基準額
園芸教室	1時間につき 1,000円

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数の時間があるときはその端数の時間は1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の利用に係る園芸教室の利用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

第88号議案

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の手数料は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第89号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

第1条 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第1号を次のように改める。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域並びに同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項（同項第3号に該当するものに限る。）及び同条第3項において準用する同条第2項並びに第42条の規定により過疎地域とみなされる区域

第2条 島根県営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表中「片庭団地」を「片庭団地
浜田中央団地」に改める。

第3条 島根県営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表中「汐入団地」を「汐入団地
二反田団地」に改める。
二反田団地」

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定はそれぞれ規則で定める日から施行する。